

令和8年度愛媛県看護師特定行為研修等推進事業実施要領

1 趣旨

愛媛県在宅医療普及推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づく看護師特定行為研修推進事業等の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領及び公益社団法人愛媛県看護協会（以下、「県看護協会」という。）が別途定める愛媛県看護協会看護師特定行為研修派遣事業費補助金交付要綱の定めるところにより実施することとし、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修及びこの研修を組み込んでいる認定看護師教育課程（B課程）（以下「特定行為研修等」という。）の受講を促進し、もって県内の急性期医療、在宅医療等の充実と看護の質の向上を図る。

2 看護師特定行為研修等推進事業の実施主体

本事業の事業実施主体は、愛媛県看護協会とする。

3 看護師特定行為研修等推進事業の構成

本事業は、次に掲げる事業とし、事業の内容は別表に掲げるとおりとする。

(1) 看護師特定行為研修等普及推進事業

県看護協会は、病院管理者や看護管理者等を対象とした特定行為研修制度の研修会を開催し、当該制度の推進を図るものとする。

(2) 看護師特定行為研修等派遣事業

県看護協会は、医療機関や訪問看護ステーション等（以下、「派遣施設」という。）が雇用する看護師の特定行為研修等の受講を支援することにより、特定行為研修等の受講促進を図るものとする。

【別表】

事業名	事業内容	基準額	補助率	事業対象経費
看護師特定行為研修等普及推進事業	特定行為研修等を推進するための研修会の開催等	知事が定める額	10/10	研修会開催等に要する経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、材料及び賃借料等)
看護師特定行為研修等派遣事業	特定行為研修等へ雇用する看護師を派遣する施設への助成	(1)訪問看護ステーションが派遣する場合 一人当たりの受講料等 1,200千円	10/10	特定行為研修、又は認定看護師教育研修(特定行為研修が組み込まれた課程〔B課程〕に限る)の受講に係る受講料等
		(2)(1)以外の場合 一人当たりの受講料等 1,200千円	1/2	

※訪問看護ステーション：介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所が提供する訪問看護（みなし指定訪問看護）を除く）

4 看護師特定行為研修等推進事業計画

- (1) 県看護協会は、普及推進研修会開催計画及び特定行為研修等派遣計画など特定行為研修等推進事業実施計画（別紙様式1）を策定し、県の承認を受けるものとする。
- (2) 県は、事業実施計画の内容が、特定行為を実施する看護師の育成方針や特定行為研修等推進事業の趣旨に合致したものであるかなどについて審査を行うものとする。

- (3) なお、次行計画の記載内容に変更が生じた場合は、要綱に基づく変更承認に必要な書類のほか、別紙様式1の1を修正の上、速やかに提出すること。

5 看護師特定行為研修等派遣事業

(1) 受講生の選定

ア 派遣施設は、雇用する看護師に特定行為研修等を受講させようとする場合は、県看護協会に、看護師特定行為研修等派遣計画書（別紙様式2）（以下、「派遣計画書」という。）に必要書類（推薦書、履歴書等）を添付のうえ、申請書（別紙様式3）を提出するものとする。

イ 県看護協会は、派遣計画書を取りまとめ、県看護協会が設置する特定行為研修等評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の審査を経て、その結果を派遣施設へ通知（別紙様式3の1）するものとする。

ウ なお、受講者の決定にあたっては、研修費助成の適否も含め、看護師特定行為研修等派遣事業計画（別紙様式3の2）を県に提出し、事前協議を行うものとする。

(2) 受講生の派遣

ア 派遣施設は、県看護協会の派遣計画書承認に基づき、特定行為研修等に受講者を派遣するものとする。

イ 研修実施機関への受講料等は派遣施設が負担するものとし、県看護協会は、研修終了後、研修成果や研修受講に要した費用を確認のうえ、助成対象となる受講料等の一部を負担するものとする。

(3) 終了後の措置

ア 派遣施設は、研修終了後速やかに、看護師特定行為研修等派遣事業の完了報告（別紙様式4）を作成し、県看護協会に提出するものとする。

イ 派遣施設及び研修受講者は、県及び県看護協会が実施する特定行為研修制度の普及・受講者拡大等の取組みに可能な限り協力するものとする。

6 特定行為研修等評価委員会

- (1) 県看護協会は、評価委員会を設置し、当該事業の受講者選定や当該受講者を活用した普及拡大方針等を検討するものとする。
- (2) 評価委員会は、県看護協会内の諮問機関とし、必要に応じて開催するものとする。

7 特定行為研修等受講費用の助成

- (1) 県は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、看護協会に助成するものとする。
- (2) 県看護協会は、派遣施設に特定行為研修等の受講費を助成する場合は、補助金等交付要綱を定め交付するものとする。
- (3) 特定行為研修等派遣事業は、特定行為研修等の修了証の交付をもって完了するものとし、補助対象となる特定行為研修等受講費用は、研修終了日（修了証交付日）の属する県及び県看護協会の会計年度の予算補助対象事業に属するものとする。

附則

- 1 この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。